

## ●憲章起草委員会設置要綱

〔平成18年10月26日〕  
日本学術会議第28回幹事会決定

改正 平成19年10月31日日本学術会議第45回幹事会決定

(設置)

第1 憲章起草委員会(以下「委員会」という。)は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(組織)

第2 委員会は、会長、副会長及び各部2名の会員をもって組織する。

(任務)

第3 「科学者憲章」(昭和55年4月24日第79回総会決定)の改正に関する事項を審議する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成20年4月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年10月31日日本学術会議第45回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。